

高知県児童福祉審議会運営規程等の一部改正について

改正の理由・内容

- 1 各運営規程において、審議事項に関する利害関係を有する委員（「利害関係委員」という。）の招集等の取扱について、従前明確な定めがなかったため、以下の内容を明文化する。
 - ・ 利害関係委員を招集しない。
- 2 こども支援専門委員会運営規程において、委員の調査審議事項の規定に不備があったため、以下の事項の追加等を行う。
 - ・ 児童福祉法第33条第5項の規定に基づき、知事から諮問された事項。
 - ・ 文言整理。

* 児童福祉法第33条第5項

2カ月を越えて引き続き一時保護を行うことが、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合、及び引き続き一時保護を行った後2カ月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

新 旧 対 照 表

新 高知県児童福祉審議会運営規程 (抜粋)	旧 高知県児童福祉審議会運営規程 (抜粋)
(招集) 第 7 条 略 2 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、 <u>これを招集しない。</u>	(招集) 第 7 条 略 2 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、 <u>これを招集しない。</u>
新 里親認定委員会運営規程 (抜粋)	旧 里親認定委員会運営規程 (抜粋)
(招集) 第 5 条 略 2 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、 <u>これを招集しない。</u>	(招集) 第 5 条 略 2 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、 <u>これを招集しない。</u>
新 児童虐待検証部会運営規程 (抜粋)	旧 児童虐待検証部会運営規程 (抜粋)
(招集) 第 5 条 略 2 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、 <u>これを招集しない。</u>	(招集) 第 5 条 略 2 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、 <u>これを招集しない。</u>

表

対

旧

新

旧

新

こども支援専門委員会運営規程(抜粋)

(委員会の任務)

第2条

(1) 略

(2) 略

(3) 児童福祉法第33条第5項の規定に基づき、知事から
諮問された事項。(4) 児童福祉法第33条の15第2項の規定に基づく、知事から
なされた報告

こども支援専門委員会運営規程(抜粋)

(委員会の任務)

第2条

(1) 略

(2) 略

(3) 児童福祉法第33条の12に基づき、被措置児童等虐待を受けたと思
われる児童の通告及び同条15に基づく、知事からなされた報告。(4) 児童福祉法第33条の15第2項の規定に基づく、知事から
なされた報告

(招集)

第5条

略

2 審議事項に関して利害関係を有する委員については、
これを招集しない。

(招集)

第5条

略